2　飼料添加物一般の成分規格

飼料添加物が組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造されたものを含む場合は、当該飼料添加物は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。

3　飼料添加物一般の製造の方法の基準

⑴　ア　成分についての規格が定められた飼料添加物を原料とする場合は、当該規格に適合するもの（法第５条第１項の検定を要するものにあっては、当該検定に合格したものに限る。）を用いなければならない。

イ　成分についての規格に適合しない製造用原体を原料とする製剤は、飼料添加物の原料としてはならない。

⑵　別表第１の１の⑵のウの表の同一欄内の２以上の飼料添加物を用いて飼料添加物を製造してはならない。

⑶　２以上の飼料添加物を用いて飼料添加物を製造する場合は、それぞれの飼料添加物の効果が阻害されないようにし、かつ、それぞれの飼料添加物の成分の定量試験、確認試験その他の試験が困難とならないようにしなければならない。

⑷　液状の飼料添加物は、各条に規定されているもの以外は製造してはならない。

⑸　賦形物質、希釈物質その他の飼料添加物の製造に用いる物は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

ア　有害な物質を含まず、若しくは病原微生物により汚染されず、又はこれらの疑いがないこと。

イ　当該飼料添加物の効果を阻害しないこと。

ウ　当該飼料添加物の成分の定量試験、確認試験その他の試験が困難とならないこと。

エ　リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムは、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

㋐　リグノスルホン酸カルシウム　木材からパルプを製造する際に得られるパルプ液であって、亜硫酸水素カルシウムを加えたものを加圧蒸煮し、かつ、乾燥させることにより得られる褐色の粉末

スルホン酸イオウ　5.0%以上
カルシウム　7.0%以下
50%溶液の粘度　3,000センチポアズ以下
鉛　１mg/kg以下
還元糖　30.0%以下
乾燥減量　10.0%以下
強熱残分　20.0%以下

㋑　リグノスルホン酸ナトリウム　木材からパルプを製造する際に得られるパルプ液であって、亜硫酸水素ナトリウムを加えたものを加圧蒸煮し、かつ、乾燥させることにより得られる褐色の粉末

スルホン酸イオウ　5.0%以上
ナトリウム　10.0%以下
50%溶液の粘度　3,000センチポアズ以下
鉛　１mg/kg以下
還元糖　30.0%以下
乾燥減量　10.0%以下
強熱残分　20.0%以下

⑹　賦形物質及び希釈物質（以下「賦形物質等」という。）は、次に掲げる物を用い、その他の飼料添加物の製造に用いる物は、各条に規定されているものであること。ただし、液状の飼料添加物は、各条に規定されているもの以外は使用してはならない。

アラビアゴム、アルブミン、エチルセルロース、カオリン、カゼイン、活性グルテン、カラゲーナン、カラメル、カルナウバろう、含水二酸化ケイ素、含水無晶形酸化ケイ素、肝臓粉末、寒天、キサンタンガム、キトサン、きな粉、グァーガム、グリセリン、グルコマンナン、グルテン、グルテンミール、ケイ酸、ケイ酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、軽質無水ケイ酸、軽質流動パラフィン、ケイソウ土、硬化油、高級飽和脂肪酸、小麦粉、小麦ミドリング、米ぬか、米ぬか油かす、コーングリッツ、コーングルテンフィード、コーンコブミール、コーンスターチ、シイタケホダ木粉末、ジスチラーズグレイン、ジスチラーズグレインソリュブル、脂肪酸、脂肪酸カルシウム、食塩、植物性油脂、ステアリン酸カルシウム、ゼオライト、ゼラチン、セルロース、ソイビーンミルラン、ソルビトール、脱脂魚粉、脱脂粉乳、炭酸カルシウム、大豆油かす、大豆皮、大豆粉、タマリンド種子多糖類、タルク、炭酸ナトリウム、デキストラン、デキストリン、天然ケイ酸アルミニウム、デンプン、α-デンプン、動物性油脂、トウモロコシ粉、トラカントガム、トルラ酵母、乳糖、濃縮大豆たん白、麦芽糖、白糖、バーミキュライト、パン酵母、ビール酵母、ファーセレラン、ふすま、ブドウ糖、プルラン、ペクチン、変性食用デンプン、ベントナイト、ポテトパルプ、ホワイトフィッシュミール、D-マンニトール、無水ケイ酸、無水ケイ酸塩類、もみがら、もみがら粉末、リグノスルホン酸カルシウム、リグノスルホン酸ナトリウム、流動パラフィン、リン酸一水素カルシウム、リン酸三カルシウム、リン酸二水素カルシウム、レシチン、ローカストビーンガム

⑺　２以上の原料又は材料を用いる場合には、これらを原料又は材料として製造する飼料添加物が、均質なものとなるようにしなければならない。

⑻　組換えDNA技術により得られた微生物を利用して飼料添加物を製造する場合は、農林水産大臣が定める基準に適合する旨の農林水産大臣の確認を得た方法で製造しなければならない。

4　飼料添加物一般の保存の方法の基準

⑴　有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある場所に保管してはならない。また、有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある容器若しくは包装材料を用いて保存してはならない。

⑵　表示の基準に基づき保存上の注意事項が表示されている飼料添加物は、当該保存上の注意事項を遵守して保存しなければならない。

5　飼料添加物一般の表示の基準

⑴　輸出用又は試験研究用の飼料添加物には、「輸出用」又は「試験研究用」の文字を表示しなければならない。

⑵　飼料添加物には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア　飼料添加物の名称（一般名又は商品名）

イ　「飼料添加物」の文字

ウ　製造番号又は製造記号

エ　製造（輸入）業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

オ　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあっては、輸入先国名及び製造業者名）

カ　有効成分名及び含量並びに賦形物質等の名称（ただし、着香料にあっては、有効成分名及び含量の表示を要しない。また、各条に定量法の定められていない飼料添加物（着香料を除く。）の含量にあっては、製造用原体の含有率を質量パーセントで表示するものとする。）

キ　製造（輸入）年月日及び有効期間（ただし、有効期間の表示にあっては、各条において定められているものに限る。）

ク　用いることができる飼料の種類及び量